

## 指針改正に伴う第3期子ども・子育て支援事業計画における対応について

### 1. 概要

現在、国において、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が改正予定となっています。

それに伴い、子ども・子育て支援事業計画(以下「計画」という。)における「乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)」(以下「本事業」という。)について、令和7年度以降における本事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期を、早期(令和7年11月中)に位置付けることが定められています。

### 2. 現行計画内の記載内容と今回の対応について

本町の現行計画では、令和8年度からの給付制度化に向けて、受け入れ体制を整備するものとしており、量の見込みと提供体制の確保の内容等について定めていません。(計画 P54ページ部分)

今回の対応として、指針の改正に伴い、国から提示された計画様式及び算出方法に基づき、資料2「第三期山北町子ども・子育て支援事業計画 代用計画(案)」を策定することにより、本事業の量の見込みと提供体制の確保の内容等を位置付けさせていただきたいと存じます。

#### 《現行計画内の記載内容》

##### (14)乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)

###### ① 事業の概要

現行の幼児教育・保育給付とは別に、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。現在、山北町では本事業の実施はありません。

###### ② 今後の方向性

令和8(2026)年度からの給付制度化に向けて、受け入れ体制を整備します。



#### 《今回の対応》

資料2「第三期山北町子ども・子育て支援事業計画 代用計画(案)」を策定することにより、量の見込みと提供体制の確保の内容等を位置付ける。

### 3. 確認いただきたい内容

確認いただきたい点は次の2点となります。賛否及びご意見等について、ご回答ください

#### ① 資料2—1「記載事項」の内容について

「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」の体制の確保に関して、記載されていますので、内容をご確認ください。

#### ② 資料2—2「C 利用率」及び「D 利用者数(ニーズ)」について

利用者数(ニーズ)を算出するにあたり、本町では、類似事業として「一時預かり事業」の利用率を参照していますので、算出方法等についてご確認ください。資料3(2. 一時預かり事業との比較)も併せてご確認ください。